

公募型プロポーザルに関する質問と回答

東北町商工観光課

業務名：小川原湖ふれあい村トレーラーハウス整備事業

1. 仕様書を拝見すると配置図では、トレーラーハウスが 2 台配置されています。提案にあたっては台数は 2 台と考えてよろしいでしょうか。
→**前回の回答を一部修正し、次のとおり回答いたします。**
→仕様書の資料 1（位置図）および資料 2（配置図）の赤枠に囲われた箇所を対象としており、今回は 1 台となります。各インフラは将来的に 2 台設置できるように整備済です。
→**赤枠に囲われた箇所内であれば、2 台のご提案も可能です。**
2. 電気や水道の敷設は本公募の対象外という理解で問題ないですか。（トレーラーハウスを各種インフラに接続できる状態で設置するまでが本公募のスコープと理解してよいか）
3. 電気や水道の敷設が本公募の対象外であった場合、トレーラーハウスと各種インフラとの接続自体は誰が実施する想定ですか。
→（2. 及び 3. への回答）インフラについては、仕様書（資料 5（給排水衛生設備平面図））のとおりトレーラーハウス設置予定箇所まで既に敷設済みです。そのため、本公募の対象範囲は、トレーラーハウスを当該インフラに接続できる状態で設置するところまでとなります。
4. 道路交通法に適合する寸法とありますが、ナンバー取付（車検対応）は必須ですか。
→本仕様書における『道路交通法に適合する寸法』とは、公道走行が可能なサイズで製造することを示すものであり、常時のナンバー取付（車検取得）を必須とするものではありません。本業務における搬入時の移送については、公道走行が必要となるため、臨時運行許可（仮ナンバー）を取得して対応いただくことを想定しています。
5. 積雪対策を考慮し、屋根形状（片流れ、切妻）や屋根勾配に指定はありますか。
→仕様にある「周辺景観（湖畔・自然環境）」において対応をお願いします。なお、本地域における積雪量はそれほど多くはありません（多くても 20～40cm）。
6. 電気、水道の接続用器具（カプラ等）については、トレーラー側とインフラ工事側どちらでの用意となりますでしょうか。
→排水と上水については両側にカプラを設置してもらいます。電気はコードコネクタボディを設置している（資料 4（電気平面図））ので、プラグの用意をお願いします。

7. パースについて、仕様書には「契約後 30 日後に提出」と記載がありますが、実施要項の企画提案書にも「パース等のイメージ図」の記載があります。両者の差分はどのように考えればよろしいでしょうか。
→企画提案書段階で提出するパース図については、デザインコンセプトや外観の方向性を示すための概略的なイメージとして、一方、契約後に提出するパース図は、より詳細なイメージ図という認識です。
8. 可動性証明・構造説明書について、過去に認められた具体的様式はありますか。
→今回が初めての事案となるためありません。
9. 提案前の現地視察については可能でしょうか。
→可能です。ただし現地ふれあい村の新年度の開始準備等をしているため、事前連絡をお願いします。
10. 地域活性化イベント等で湖遊館と小川原湖ふれあい村における施設管理の面で、スペースを柔軟に相互利用する運用は可能なのでしょうか。
→可能な範囲での柔軟な対応についてはむしろ前向きに考えております。
11. 仕様書の「資料4」に示されている地上コロガシ配線について、提案するトレーラーハウスへの接続位置に合わせて、配線の位置を変更することは可能でしょうか。
→可能です。
12. 雑排水について、想定する排水先をご教示いただけますか。
→本施設の雑排水については、汚水と同様に既設の合併浄化槽となります。
13. 重量の記載が無いがどのように認識したら良いか。
→本仕様書において重量を明記していないのは、トレーラーハウスが道路交通法の保安基準に適合する車両として製造されることを前提としているためです。重量は内装仕様や設備構成により変動するため、仕様書段階では固定しておりません。最終的な車両総重量は、道路交通法に適合する範囲で製造者が設定するものとなります。
14. 図面上2台のトレーラーハウスが写っているが、今後1台目完了後に2台目も検討しているという認識でよいか。
→お見込のとおりです。なお、具体的な導入スケジュールは未定です。
15. 実施要項「4. 各提出書類等」における「実績調書」の提出について、「(1) 参加表明書等」(4月17日提出期限)に含まれているが、「(4) 提出期限」の「イ 企画提案書等」(5月1日提出期限)にも含まれている。どちら

のタイミングで提出するのが正しいか。

→実績調書については、参加表明書の段階では提出を求めず、企画提案書の提出時に併せて提出しても問題ございません。

1 6. 仕様書「4-3」付帯設備としてジャグジーは必要となりますか？

→仕様書では一例として記載しているものであり、必須ではありません。利用者満足度の向上につながる設備のご提案を期待しております。

1 7. 仕様書「4-5」建築物に該当しないことを示す資料として「構造証明書」「可動性証明」とは、どのような資料となりますでしょうか？

→次のとおり想定しております。

○構造証明書：車台・車軸・寸法など、トレーラーハウスが道路運送車両法に適合した「車両構造」であることを示す資料です。

○可動性証明：牽引により移動可能であること、上下水・電気が工具不要で着脱できること、基礎固定されていないことなど、「移動可能で建築物に該当しない」ことを示す資料です。

1 8. 仕様書「5-2」設置作業のところで、現地工事の費用（土間コンクリート・配管工事）負担、業者の手配等はどちらが行うか？

→インフラについては、仕様書（資料5：給排水衛生設備平面図）のとおり、トレーラーハウス設置予定箇所まで敷設済みです。本事業の対象範囲は、トレーラーハウスを既設インフラに接続できる状態で設置するところまでとなります。排水・上水については双方にカプラーを設置してください。電気については、当方でコードコネクタボディを設置済み（資料4：電気平面図）ですので、接続用プラグのご用意をお願いします。